

議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案

右 提 出 す る。

平成二十五年 月 日

提出者 議員提出条例検証特別委員長 中 嶋 年 規

議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例

(三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第六条中「あつて」を「あつて」に改める。

第七条第二項及び第七項中「あつて」を「あつて」に改める。

第九条第二項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第三項中「なつた」を「なつた」に、「あつた」を「あつた」に改める。

附則第四項中「職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)」を「旅費条例」に改める。

(三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正)

第二条 三重県リサイクル製品利用推進条例(平成十三年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「同項」を「第一項」に改め、同条第八項中「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

第十条第二項第三号中「第十一条第二項」を「次条第二項」に改め、同条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第十一条第三項中「前項の規定による報告」を「同項の規定による報告」に改める。

第十六条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

(県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部改正)

第三条 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例(平成十四年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第十条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十二条中「第九条から前条まで」を「前三条」に改める。

(子どもを虐待から守る条例の一部改正)

第四条 子どもを虐待から守る条例(平成十六年三重県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「条項」を「条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議員提出条例検証特別委員会における議員提出条例の検証に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。